

～全国初！～

建築構造専門家団体と「地震災害時における大規模な建築物の 応急危険度判定の協力に関する協定」を締結します

仙台市では、建築構造専門家団体と地震が発生した場合、大規模な建築物の応急危険度判定※を円滑に実施するための協定を締結します。つきましては、調印式を開催します。

なお、地震災害時における大規模な建築物の判定協力に関して、自治体と建築構造専門家団体との協定を締結するのは全国で初めてとなります。

1 調印式

(1) 日時 3月27日(木) 午後1時30分～

(2) 会場 市役所本庁舎3階 第一応接室

(3) 締結者

一般社団法人 日本建築構造技術者協会 東北支部 (JSCA (ジャスカ) 東北支部)
支部長 加藤 重信 (かとう・しげのぶ) 氏

一般社団法人 東北建築構造設計事務所協会 (TSA (ティーエスエー))
会長 梶原 紀久夫 (かじわら・きくお) 氏

仙台市長 奥山 恵美子

(4) 次第

出席者紹介

あいさつ (市長、JSCA東北支部加藤支部長、TSA梶原会長)

協定の概要説明

調印

2 協定の特徴

(1) 高度な建築構造に関する専門知識を持った判定士の確保

震前対策として高度な建築構造に関する専門知識を持った判定士の確保により、円滑に
応急危険度判定を実施します。

(2) 判定体制の確立

建築構造専門家団体の判定を実施する体制の整備および双方の情報共有化に努めます。

(3) 震度6弱以上の地震災害が発生した場合の自動判定開始

建築構造専門家団体は市から支援要請があったものとみなし、あらかじめ指定した建築物
の判定を開始します。

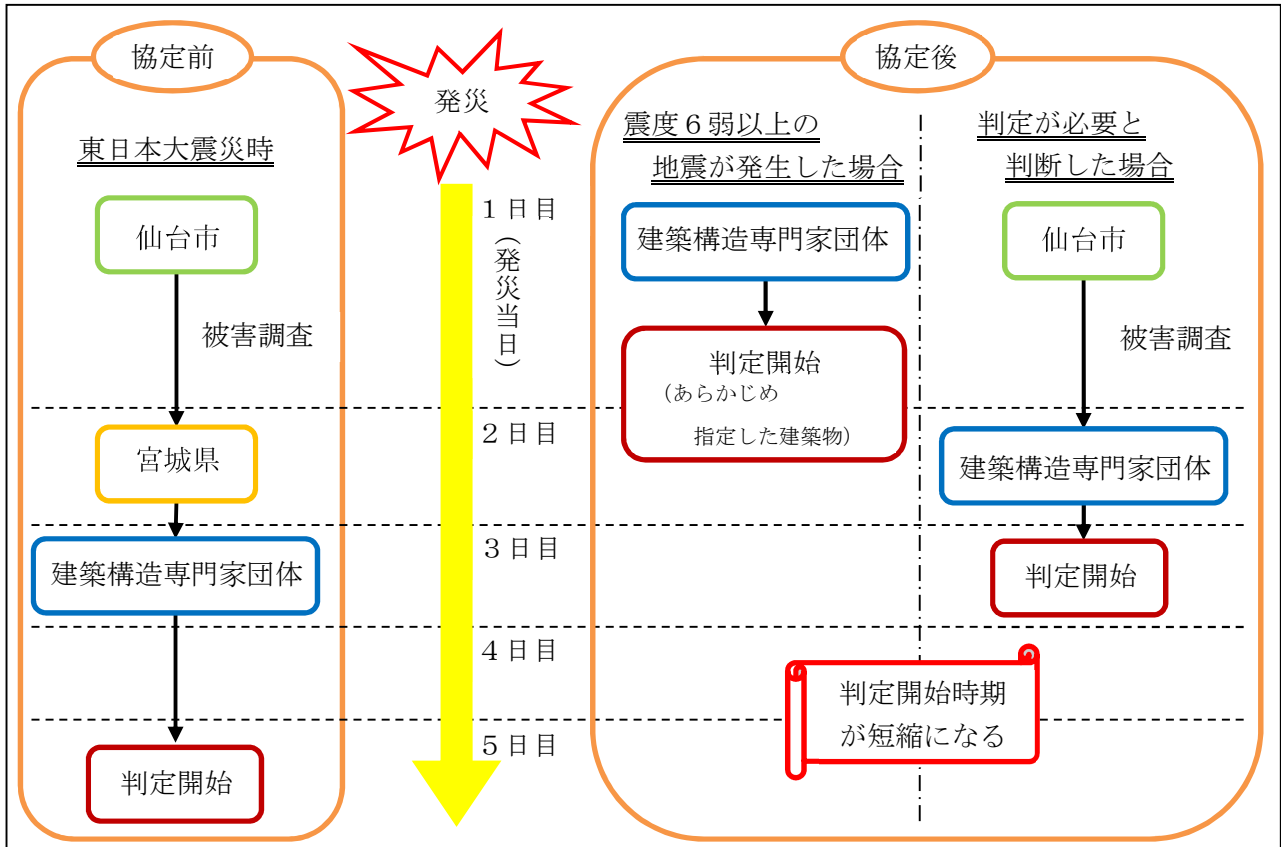
3 協定締結の経緯

東日本大震災の際、仙台市では、高層のマンションなど大規模な建築物において、一見、
被害が少なくても、余震などによる倒壊の危険性や外壁などの落下物の恐れがあるなど、
危険性の判定に大変苦慮しました。

戸建住宅などの場合、都道府県に登録された建築技術者 (いわゆる判定士) が判定できます
が、大規模な建築物の場合、より高度な建築構造に関する専門知識を持った判定士でなければ
判定が困難であることが明らかになりました。

この教訓を踏まえ、震前対策として高度な建築構造に関する専門知識を持った判定士の確保、
判定体制の確立を目的に、震度6弱以上の地震発生時、速やかに判定を開始するため、
建築構造専門家団体との協定を全国に先駆けて締結することになりました。

4 応急危険度判定における判定士の支援要請の流れ（大規模な建築物の場合）



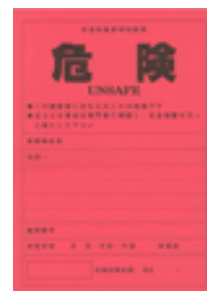
東日本大震災時は判定開始に5日かかりましたが、この協定により、震度6弱以上の場合であらかじめ指定した建築物であれば発災当日から、判定が必要と判断した場合は遅くとも3日目から判定開始が可能となります。

※応急危険度判定

人命にかかわる二次的災害を防止することを目的に、大地震により被災した建築物を調査し、その後発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定すること。

判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供します。

これらの判定は、建築の専門家が個々の建築物を直接見て回るため、被災建築物に対する不安を抱いている被災者の精神的不安の解消にもつながるといわれています。



詳しくは全国建築物応急危険度判定協議会のホームページをご覧ください。

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/oq/>